



2. 2026年度に実施する認証評価

～大学教育質保証・評価センターの評価システム～

2025年6月27日

一般財団法人大学教育質保証・評価センター

本日説明する資料

■評価実施ハンドブック

- ① 実施大綱
- ② 大学評価基準
別紙「大学評価基準に関する評価の指針」
- ③ 点検評価ポートフォリオ作成要項
- ④ 実地調査実施要項
(様式)
- ⑤ 点検評価ポートフォリオ記入様式

評価実施ハンドブック

一般財団法人大学教育質保証・評価センター

1

○点検評価ポートフォリオ作成要項に関する解説及び留意点

○自己点検・評価における確認事項等について

直近の主な改正等

※2025実施 細目省令改正(いわゆる認証評価制度4巡目)への対応など

※2026実施 専門職大学の機関別認証評価実施に対応

説明内容

- I 評価システムの概要(P.4～17)
- II 点検評価ポートフォリオの作成について(P.18～37)
- III 実地調査(P.39～42)
- IV 2026年度認証評価の受審申請について(P.43～45)

I 評価システムの概要

① 実施大綱

1 評価の目的（ハンドブックp.7）

- (1) 大学の教育研究の質を保証すること
- (2) 大学の教育研究の水準の向上に資すること
- (3) 大学の教育研究の特色の進展に資すること
- (4) 大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証」という。）の実質化を促すこと

2 評価の基本的な方針（ハンドブックp.7）

- (1) 第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証
- (2) 内部質保証の実質化の促進
- (3) 本評価以外の大学評価結果の活用

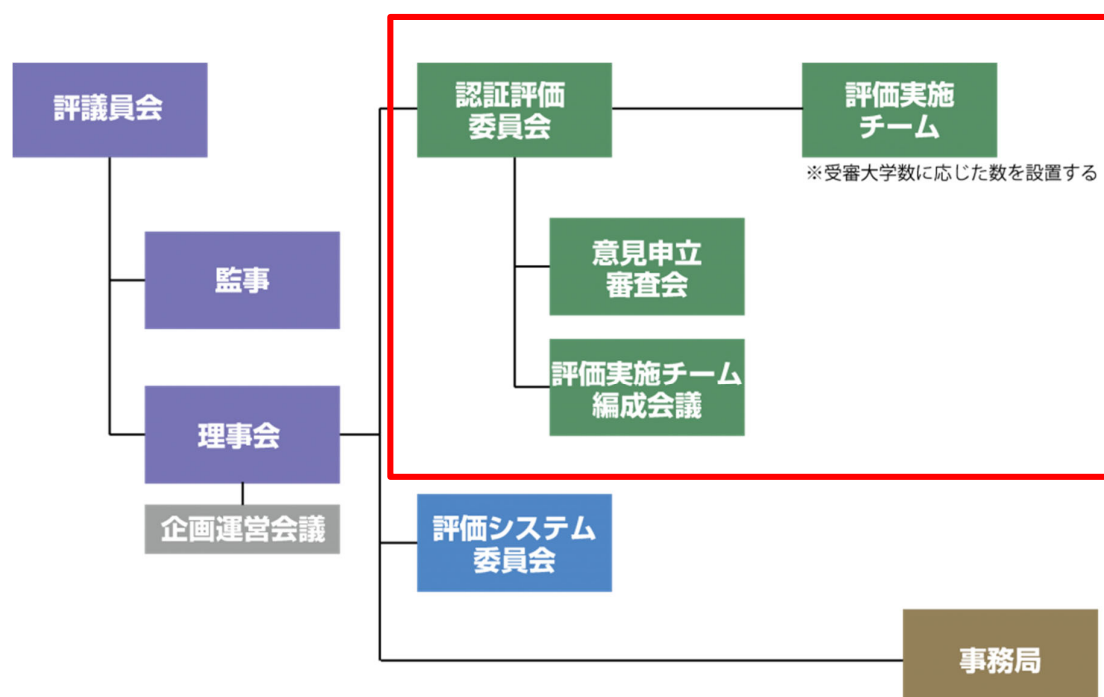
3 大学評価基準の構成（ハンドブックp.7～8）

- 基準1 基盤評価：法令適合性の保証
- 基準2 水準評価：教育研究の水準の向上
- 基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展

5

① 実施大綱

4 評価の実施体制（ハンドブック p.8）



6

① 実施大綱

5 評価の実施方法（ハンドブック p.9～10）

(1) 受審大学が行う自己点検・評価のプロセス

- ① 点検評価ポートフォリオの作成

(2) センターにおける評価のプロセス

- ① 書面評価
- ② 実地調査
- ③ 関係者からの意見聴取
（高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取）
- ④ 評価結果の作成

(3) 各基準の評価及び評価結果

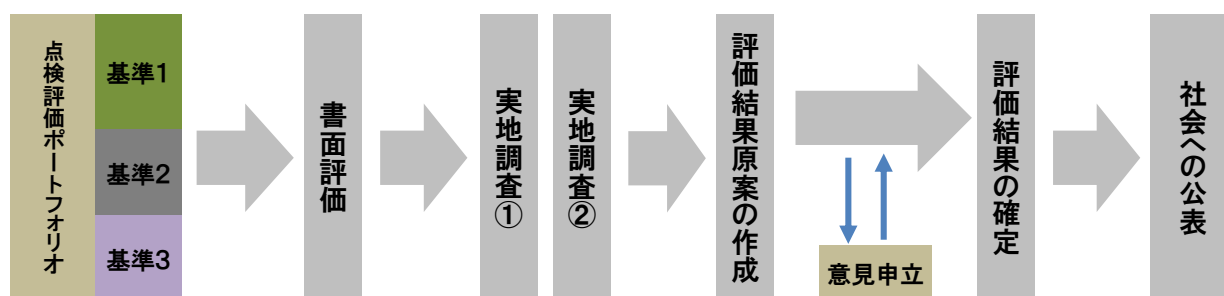
3つの基準すべてを満たしている場合に、本センターの大学評価基準を満たしていると判断します。

(4) 受審大学からの意見申立てと評価結果の確定

7

認証評価のフロー

各評価プロセス



各評価プロセスで各評価基準の果たす役割

		基準1 法令適合性の保証	基準2 教育研究の水準の向上	基準3 特色ある教育研究の進展
書面評価		◎	◎	◎
実地調査	1回目 (オンライン)	◎ 法令等への適合を確認 内部質保証体制の確認	○	◎ 学生やステークホルダーとの 対話により特色を明確化
	2回目 (対面)	◎ 未確認事項について再確認 質保証への理解の深化	◎ 大学構成員との率直な対話 内部質保証の実質化	○

8

① 実施大綱

評価の申請(ハンドブックp.10)

(1) 評価の申請

会員大学・・・評価を受審する前年度11月末まで

非会員大学・・・評価を受審する前々年度11月末まで

(2) 点検評価ポートフォリオの提出

受審年度の5月まで

評価費用 (ハンドブックp.11) 大学機関別認証評価手数料に関する規程より

≪別表1: 評価手数料(消費税別)≫

	会員	非会員
大学基本額	1,600,000円	3,500,000円
1学部あたり	350,000円	600,000円
1研究科あたり	200,000円	400,000円

≪別表2: 再度の評価に係る評価手数料(消費税別)≫

	会員	非会員
大学基本額	800,000円	1,250,000円

9

② 大学評価基準 (ハンドブック p.17)

基準1 基盤評価: 法令適合性の保証

大学は、法令を遵守した上で、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

基準1では、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、別に定める評価の指針に照らし、法令適合性を保証する観点から評価する。この評価は、認証評価を行うものとして定められた事項について行うものとする。

基準2 水準評価: 教育研究の水準の向上

大学は、自らの教育研究の水準の向上を図ることに努めなければならない。

基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、別に定める評価の指針に照らし、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する。

基準3 特色評価: 特色ある教育研究の進展

大学は、法令を遵守し教育研究の水準の向上に努めるとともに、特色ある教育研究を展開していくことが求められる。基準3では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、別に定める評価の指針に照らし、その進展に資する観点から評価する。

10

大学評価基準の構造

- 「法令適合性の判別」と「大学の教育研究活動等の改善」のそれぞれの目的別に基準を設定
- 判別と改善の混在がもたらすジレンマを避ける工夫により、有効な評価を実施

大学 評価基準	基準1 法令適合性の保証	基準2 教育研究の水準の向上	基準3 特色ある教育研究の進展
目的	情報公表の徹底を前提に 厳格に法令適合性を判別	教育研究の水準の向上の観点 から、大学の改善活動を支援	特色ある教育研究の進展の観点 から、大学の改善活動を支援
内容	認証評価で評価するものとして法令に定められている事項を、法令適合性の保証の観点から評価。	大学が行う自己分析・改善の活動について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価。	大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資する観点から評価。
評価事項	● 法令に適合しているかの状況 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。 - ロ 教育研究実施組織に関すること。 - ハ 教育課程に関すること。 - ニ 施設及び設備に関すること。 - ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること。 - ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。 - チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。 - リ 財務に関すること。 - ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること。	● 教育研究の水準の向上に向けた取り組み状況 ・大学の内部質保証についての総括的な説明及び、内部質保証の具体的な取り組み内容の説明に対して、その向上に資する観点から評価を行う。 ・内部質保証の具体的な取り組みは、点検評価ポートフォリオにおいて大学から事例が5つ以内示され、その事例に基づいて評価を行う。5つの事例には、「学修成果」及び「研究環境整備」が各1事例以上示される。	● 特色ある教育研究の進展の向上に向けた取り組み状況 ・大学の特色ある教育研究についての総括的な説明及び、具体的な取り組み内容の説明に対して、その進展に資する観点から評価を行う。 ・具体的な取り組みは、点検評価ポートフォリオにおいて大学から事例が5つ以内示され、その事例に基づいて評価を行う。

11

各基準の評価及び評価結果の考え方(実施大綱5(3) ハンドブック p.9より)

基準1

「基準1に関する評価の指針」の各事項に照らして、大学が法令に適合し、**大学として相応しい教育研究活動等の質を確保していると確認できた場合、基準を満たすと判断**します。その上で、優れた点を明示し、改善を要する点があれば指摘します。

ただし、改善を要する点について改善の見通しが明らかでない事項がある場合、または重点評価項目である内部質保証(教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事)についての取組みが不十分な場合、基準を満たさないと判断します。

基準2

「基準2に関する評価の指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、**教育研究の水準の向上に努めていることが確認できた場合、基準を満たすと判断**します。

基準3

「基準3に関する評価の指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、**特色ある教育研究の進展に努めていることが確認できた場合、基準を満たすと判断**します。



**すべての基準を満たしている場合、
大学評価基準を満たしていると判断します。**

12

② 大学評価基準

基準1に関する評価の指針（ハンドブック p.19～25）

基準1では、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において認証評価を行うものとして定められている事項それぞれについて、法令適合性の観点から評価する。

本指針では、それぞれの評価事項の評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示す。関係法令等のうち下線を付したものは特に重要と考えられる法令となる。

評価事項

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ロ 教育研究実施組織に関すること。
- ハ 教育課程に関すること。
- ニ 施設及び設備に関すること。
- ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること
- リ 財務に関すること
- ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

13

② 大学評価基準

基準2に関する評価の指針（ハンドブック p.26）

基準2では、大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。その際、学生の学修成果の適切な把握及び評価に関する取組みの状況並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に向けた取組みの状況を確認します。

（評価方法）

- ・ 情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか。
- ・ 取組みが組織的に行なわれているか。
- ・ 取組みが教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか。

14

② 大学評価基準

基準3に関する評価の指針（ハンドブック p.27）

基準3では、大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認する。

（評価方法）

- ・それぞれの取組みが組織的に行われているか
- ・取組みが特色ある教育研究の進展に資するために効果的に機能しているか

15

（参考）認証評価制度4巡目（2025年度実施～）の対応

○認証評価に関する細目省令(※)の改正(2025.4施行)

以下の条文が追加

- | |
|---|
| 二 大学評価基準において、次に掲げる事項に係る項目が定められていること。
イ 継続的な研究成果の創出のための環境整備
ロ 学修成果の適切な把握及び評価 |
|---|

(※)学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416M60000080007_20250401_506M60000080011

○本センターの対応

「継続的な研究成果の創出のための環境整備」

（以下の2点を「評価の指針」に明記）

- 基準1「又 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること」で扱う
- 基準2において、研究環境整備に関し自己分析し改善した取組みを一つ以上提示することを求める

「学修成果の適切な把握及び評価」

（従前から学修成果の取り組みを評価してきたが、基準2の「評価の指針」にも明記）

- 基準1では「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」で扱う
- 基準2において、学修成果の把握・評価に関し自己分析し改善した取組みを一つ以上提示することを求める

以上の対応と併せて、評価事項の名称や内容を調整

16

専門職大学の機関別認証評価に対応するため、2026年度実施から、「大学評価基準に関する評価の指針」を改定しました。

(1)「大学評価基準に関する評価の指針」に専門職大学の関係法令を追記

従前の評価の指針の考え方を基本としながら、特に専門職大学に関する事項は以下の取扱いとした。

- 専門職大学の目的、専門職大学に置く課程の区分、専門職大学の名称に関することは、評価事項「イ 教育研究上の基本となる組織に関すること」において扱います。
- 専門職大学に置く実務の経験等を有する教員の数等に関することは、「ロ 教育研究実施組織に関すること」において扱います。
- 専門職大学における教育課程の編成や、教育課程連携協議会の設置、授業科目、授業を行う学生数、卒業の要件については、「ハ 教育課程に関すること」において扱います。

(2)専門職大学向けの「点検評価ポートフォリオ様式」を作成

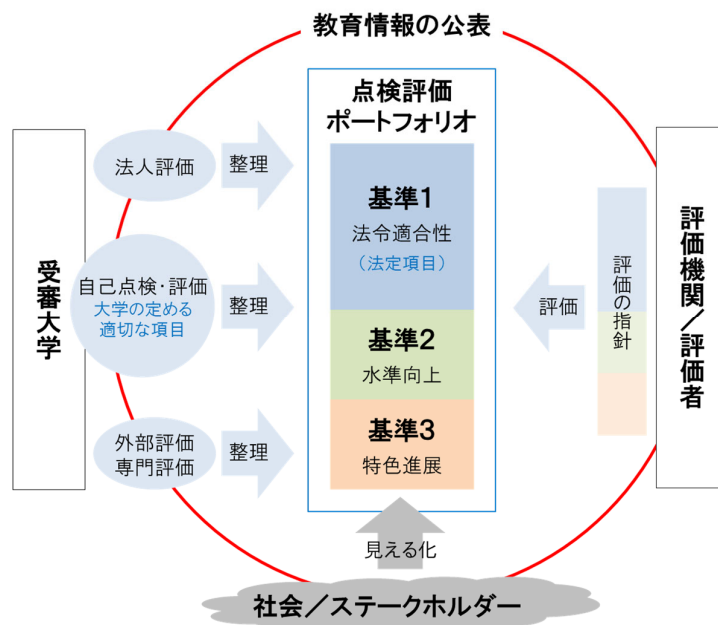
- 基準1は、上記評価の指針の見直しに沿って専門職大学に関する法令を追記又は入れ替えて挿入。
- 基準2、基準3については、現行の様式どおり。

Ⅱ 点検評価ポートフォリオの作成について

点検評価ポートフォリオ

(ハンドブック p.33)

- 「点検評価ポートフォリオ」の様式が、社会からの見える化と、比較可能性を担保
- 大学の自己点検・評価をはじめ法人評価等の結果を内部質保証活動として整理
- 評価者は、公表が徹底された資料を根拠に評価の指針に従って評価を行う



19

点検評価ポートフォリオの構造

- 受審大学は点検評価ポートフォリオ上に、共通する50ページの資料を作成
- 基準1では10項目にわたる評価事項それぞれに2ページが割り当てられる
- 基準2、3では、具体的な取り組み3～5事例を示し、相互に文脈づけて説明する

点検評価ポートフォリオ(基準1)

評価事項

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること
- ロ 教育研究実施組織に関すること
- ハ 教育課程に関すること
- ニ 施設及び設備に関すること
- ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること
- リ 財務に関すること
- ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

内部質保証活動の状況

→ 重点的に評価すべき事項以外は、極力簡潔に記載



関係法令のリスト

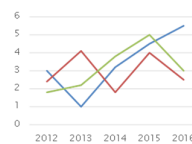
→ 大学が内部質保証活動で参照する公表情報のリンクを示す

点検評価ポートフォリオ(基準2)

自らの大学の水準についてのモニタリング

アニュアル・レポート

→ 自らの大学の水準について、経年変化を見る化



水準比較

→ 組織間や大学間などでデータの比較分析

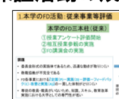
点検評価ポートフォリオ(基準3)

特色ある教育研究の進展状況の評価

特色ある教育研究活動



内部質保証活動の成果



- 多くの大学関係者が参加するワークショップ型で評価
- 内部質保証については、活動の具体的な成果を示す

20

点検評価ポートフォリオの基本的な考え方

(詳細は「点検評価ポートフォリオ作成要項に関する解説及び留意点」p.1参照)

- 点検評価ポートフォリオは、各大学が継続的に自己点検・評価を行い、その結果について報告書等(自己点検報告書、部局・活動単位の報告書、法人評価のための資料等)が作られていることを前提にして設計
- 文章による記述と公表URLにより提示した関連資料を組み合わせ、総合的に説明がなされることを期待
- 関連資料は、原則として公表URLによる提出。根拠となる規程等だけでなく、部局単位の活動報告や、他の評価機関による外部評価資料等を含めて活用可能

21

③点検評価ポートフォリオ作成要項

点検評価ポートフォリオの構成(ハンドブック p.35)

- ① 大学の概要・目的
大学の基礎情報、組織図、内部質保証体制等
- ② 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料
各項目を見開きの2ページで
- ③ 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料
3～5つの取組み
「学修成果の適切な把握及び評価、継続的な研究成果の創出のための環境整備」に関する分析の取組みをそれぞれ1つ以上
- ④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料
3～5つの取組み
- ⑤ 認証評価共通基礎データ(エクセルデータ)
【改正前基準】と【改正後基準】から大学が選択

22

③点検評価ポートフォリオ作成要項

① 大学の概要・目的(ハンドブック p.36)

大学の概要

- (1)大学名
- (2)所在地(複数の校地・校舎を有する場合は、各キャンパス等名とその所在地)
- (3)学部等の構成(別科・専攻科等、その他の組織を含む)
- (4)学生数及び教職員数(評価実施年度の5月1日現在の現員)
- (5)理念と特徴
- (6)大学組織図(大学の組織体制を示す図を貼付)
- (7)内部質保証体制図(大学の内部質保証体制を示す図を貼付)
→内部質保証を担う組織、関係組織間の関係、内部質保証の方針などについて、図を使いながら説明する

大学の目的

学則等に定められた大学の目的

23

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

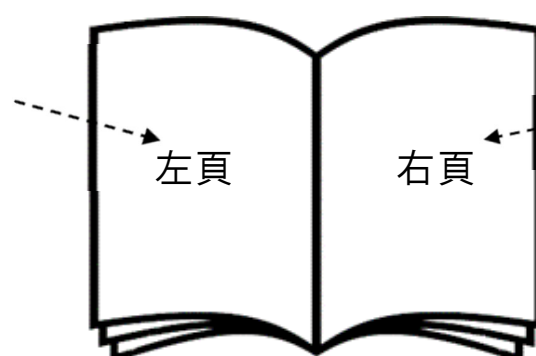
② 「基準1 法令適合性の保証」(ハンドブック p.41)

左ページの「(1)自己点検・評価の実施状況」には、原則として1ページで、当該評価事項の法令への適合性に関する自己点検・評価の実施状況を整理します。その際、評価事項ごとに右ページに掲載された関係法令等への適合状況を、必ず説明します。

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること
- ロ 教育研究実施組織に関すること
- ハ 教育課程に関すること
- ニ 施設及び設備に関すること
- ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること
- リ 財務に関すること
- ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

自己点検・評価
の状況



関係法令のリスト

24

②「基準1 法令適合性の保証」(ハンドブック p.41)

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること ①大学	
(1) 自己点検・評価の実施状況	
1 理念・目的 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
2 学部・学科 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	

関係法令を一つずつ取り上げ、それぞれに適合しているか否かを箇条書きするのではなく、該当する事項の自己点検・評価の状況について、関係法令等を確実に押さえつつ、総合的に記述

資料の活用	
改善を図る点	

関係法令を一つずつ取り上げ、それぞれに適合しているか否かを箇条書きするのではなく、該当する事項の自己点検・評価の状況について、関係法令等を確実に押さえつつ、総合的に記述

(2) 関係法令等に対応する関連資料	関係法令等	関連資料（リンク）
教育基本法 第七条（大学の目的） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、広く国際性を確立して国際社会に貢献し、これらを通じて社会の発展に寄与するものとする。		教育基本法（PDF） 大学設置法（PDF） 大学設置法改正案（PDF）

関係法令に応じた関連資料(エビデンス)のリンク先(URL)を示す。
原則としてすべて公表しているもので示す

自己点検・評価の実施状況には、日常的な自己点検・評価を通じて改善した事項等が具体的に記述されることも期待される

(「点検評価ポートフォリオ作成要項に関する解説及び留意点」p.2参照)

25

(参考)基準1の評価作業シート(例)

1. 分析		PF : p.28			
番号	公表	確認事項	法令 適合	確認できた事項・留意点等	重要 項目
学校教育法					
①		・教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表しているか。 ・政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の認証評価を受けているか。 ・専門職大学院を置く大学は、当該大学院の設置の目的に照らし、政令で定める期間ごとに認証評価を受けているか。			
学校教育法施行規則					
②		・飛び入学により学生を大学に入学させる場合、入学に関する制度の運用の状況について、自己点検・評価を行い、結果を公表しているか。			
③		・飛び入学により学生を大学院に入学させる場合、入学に関する制度の運用の状況について、自己点検・評価を行い、結果を公表しているか。			
④		・自己点検・評価を行うにあたり、同項の趣旨に即し適切な項目を設定し、適当な体制を整えて行っているか。			☆
大学設置基準					
⑤		・教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けているか。 ・学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施しているか。 ・大学は、指導補助者(教員を除く。)に授業科目の補助又は一部を分担させている場合、必要な研修を実施しているか。			☆
大学院設置基準					
⑤		・教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けているか。 ・学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修			☆

(参考)基準1の内部質保証を確認するシート(例)

内部質保証に関する分析シート

項目	Stage I (Plan) (システム構築・規定)	Stage II (Do) (整備・実行・実施)	Stage III (Check) (自己評価・公表)	Stage IV (Action) (フィードバック)	関連項目
教育研究 実施組織	☐ 教育研究実施組織やその責任者について規程等で明確に定めている	☐ 教育研究実施組織が規程等に則して適切に運営されている	☐ 教育研究実施組織の活動について自己点検・評価を行っている	☐ 自己点検・評価の結果を踏まえ、教育研究実施組織の定期的な見直しを行っている	イ(大学)④ イ(大学院)⑥ ロ(大学)① ロ(大学)② ロ(大学)③ ロ(大学院)①
入学者選 抜・定員管 理	☐ 入学者選抜に関わる責任体制・実施方針を規程に定めている	☐ 責任体制を明確にし、実施方針に基づいて、入学者選抜を実施している	☐ 入学者選抜の結果を踏まえ、実施方針や体制、定員管理等の自己点検が行われている	☐ 自己点検・評価の結果を踏まえ、入学者選抜方針、体制の見直しや、適切な定員管理のための取り組みが行われている	イ(大学)⑦ イ(大学院)⑧
教育課程 の編成・授 業の実施	☐ 教育課程の編成に関わる責任体制・実施方針を規程等で明確に定めている	☐ 適切な責任体制・実施方針のもと、教育課程の編成を適切に行っている	☐ 教育課程の編成に関わる責任体制・実施方針について、自己点検・評価を行っている	☐ 自己点検・評価の結果を踏まえ、教育課程の編成の責任体制・実施方針について定期的な見直しを行っている	ハ(大学)② ハ(大学)④ ハ(大学)⑧ ハ(大学)⑨ ハ(大学院)② ハ(大学院)⑤ ハ(大学院)⑥
	☐ 成績評価の在り方に関する責任体制が	☐ 成績評価基準に基づき、厳格で客観的	☐ 学生の単位取得状況、成績分布等につ	☐ 自己点検・評価の結果を踏まえ、成績	ハ(大学)④ ハ(大学)⑧

27

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

③ 「基準2 教育研究の水準の向上」(ハンドブック p.44)

基準2に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準2に関する評価の指針」に即して、「**情報を体系的、継続的に収集、分析**するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを**組織的**に行っており、その取組みが効果的に**機能している**」ことを整理します。

28

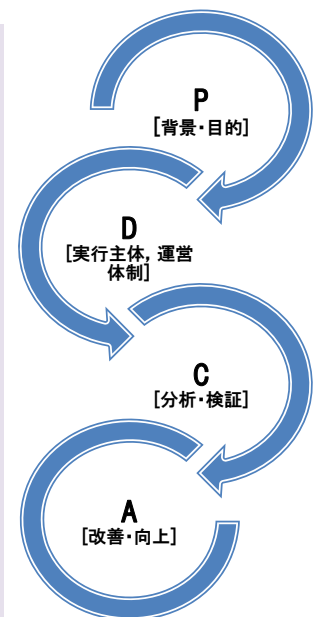
③ 「基準2 教育研究の水準の向上」(ハンドブック p.44)

[illegible]

(「点検評価ポートフォリオ作成要項に関する解説及び留意点」p.3参照) 29

例えば、授業評価アンケートの場合……

- 授業評価アンケートを実施する背景と企画 [P]
 - どのような水準の向上を目指して企画したか？ 規程は？
- どこが主体となって実施したか？ [D]
 - 教務委員会、内部質保証推進委員会など
- 継続的に取られたデータを分析・検証し得られた結果？ [C]
 - データの分析・検証の結果は？
- 分析・検証の結果、どのように教育や大学運営を改善？ [A]
 - どのような取組みで更なる「水準向上」に結び付けようとしているか？



- **内部質保証システム（PDCA）を機能させていることを、事例を使って説明する**

基準2の評価作業シート(例)

1. 分析

PF : p.37

評価方法 (評価の指針より)	確認できた事項・留意点等	分析の視点
(1) 情報の収集・分析が体系的、継続的に行われているか		・情報の収集、分析が体系的か(経年変化の分析や他大学との比較などが行われているか) ・取組みが継続的か
(2) 取組みが組織的に行われているか		・取組みに関する方針、規程等を組織的に定めているか ・責任体制、意思決定の手続き等が明確か
(3) 取組みが効果的に機能しているか		

PDCAが記述されているかが重要

2. 内部質保証に関する分析

	Stage I (システム構築・規定)	Stage II (整備・実行・実施)	Stage III (自己評価・公表)	Stage IV (フィードバック)
分析の視点	取組みに関し、規程、体制、手続き等を定めている	情報の収集・分析を体系的、継続的に実施している	取組みに関する自己分析を行い、公表している	取組みの分析方法の見直しを定期的に行っている
分析結果	☐	☐	☐	☐
コメント				

31

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」(ハンドブック p.47)

基準3に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準3に関する評価の指針」に即して、「**特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している**」ことを整理します。

32

「基準3に関する点検評価資料」作成の考え方

1) 特色ある教育研究の状況

No.	
1	
2	
3	
4	48
5	49

大学の理念・方針のもとで、例示した5つの取り組みがどのように機能しているのかを総括的に示す。(各事例の要約ではない)

大学が特に重要と考える組織的な取り組みから3～5つを選んで示すこととしています。その取り組みは**大学の理念や方針との整合性があることを期待。**

3) 特色ある教育研究の取り組み

タイトル (No. 1)	
取組の	
取組の成果	

取組みごとに1ページで作成
取り組みの現状に加えて、**背景や問題意識、課題等を説明**することが重要

示された取組みの中から1つ以上を選んで、実地調査において「評価審査会」を実施

(「点検評価ポートフォリオ作成要項に関する解説及び留意点」p.4参照) 33

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

⑤ 認証評価共通基礎データ(ハンドブック p.50)

大学設置基準等の法令が要請する事項に関わる基礎データを記載します。

本様式は、大学機関別認証評価を実施する各評価機関において、共通に提出を求める内容とされているものです。

【改正前基準】(専任教員)もしくは【改正後基準】(基幹教員)から大学としての整理の状況に応じていずれかを選んで提出します。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和5年5月1日現在)

事項	記入欄	備考
大学の名称		
学校本部の所在地		
学部・学科等の名称	開設年月日	
○○学部○○学科展開主コース ○○学科夜間主コース △△課程 ○○学部○○学科展開主コース ○○学科夜間主コース △△学部等連携課程 ○○学部○○専門職学科展開主コース ○○専門職学科夜間主コース △△課程	開設年月日	
研究科・専攻等の名称	開設年月日	

認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和5年5月1日現在)

事項	記入欄	備考
大学の名称		
学校本部の所在地		
学部・学科等の名称	開設年月日	所在地
○○学部○○学科展開主コース ○○学科夜間主コース △△課程 ○○学部○○学科展開主コース ○○学科夜間主コース △△学部等連携課程 ○○学部○○専門職学科展開主コース ○○専門職学科夜間主コース △△課程	開設年月日	所在地
研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地

参考: 令和4年度大学設置基準等の改正について: 文部科学省 (mext.go.jp)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm

⑤点検評価ポートフォリオ記入様式

○2026年度受審大学向けの記入様式を本センターWebページにアップロードしています。ダウンロードしてご利用ください。

掲載URL

実施大綱・評価基準等 – 一般財団法人大学教育質保証・評価センター(JAQUE)

<https://jaque.or.jp/business/taikou>



35

点検評価ポートフォリオ作成にあたってのその他の留意点等

○点検評価ポートフォリオはページ数の統一を図っております。記入様式のレイアウト、フォント等はある限り変更しないようお願いいたします。記入のないページも削除しないでください。

○点検評価ポートフォリオのデータ提出方法については、作成要項のP19にありますとおり、紙媒体及び電子媒体(Word版(認証評価共通基礎データはExcel版)、及び、全体をPDF化したデータ)での提出をお願いいたします。

○点検評価ポートフォリオの関連資料については原則として公表URLによる提示をお願いしておりますが、資料の性質等により公表が難しい場合は、点検評価ポートフォリオで資料名を明示したうえで別途データ等により提出することも可能です。提出方法については事務局にご相談ください。

「自己点検・評価における確認事項等について」

- 今年度から「自己点検・評価における確認事項等について」を公表しています。
- 基準1に関して関係法令に基づく確認事項及び想定される資料等をお示ししています。
- 点検評価ポートフォリオ作成の参考資料としてご活用ください。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること(①大学)

大学は、学士課程、大学院課程における大学の教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に則して適切な形で組織しているか。
(大学評価基準に関する評価の指針)

①大学の目的（教育基本法第7条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・大学が、学術の中心として高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとなっているか。	学則等

②大学の目的（学校教育法第83条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・大学が、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的としているか。 ・大学が、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与するものとなっているか。	学則等

<https://jaque.or.jp/business/taikou> 37

Ⅲ 実地調査

④ 実地調査実施要項

Ⅳ 実地調査スケジュールモデル(ハンドブック p.60)

実地調査のスケジュールは以下を基本とし、評価実施チームの判断により決定します。

<1回目> 方法:オンライン

時間	プログラム	内容等
10:00～12:00(120)	受審大学の責任者との面談	書面評価に基づくヒアリング
12:00～13:00	昼食	
13:00～15:00(120)	評価審査会	特色ある教育研究の取組みについて(教職員、学生、ステークホルダー等が参加)
15:00～16:00(60)	評価実施チーム会議	
16:00～17:00(60)	受審大学の責任者との面談	実地調査の結果の伝達
17:00	実地調査終了	

<2回目(1回目と日程に間隔をおいて実施)> 方法:対面

時間	プログラム	内容等
13:00～15:00(120)	受審大学の責任者との面談	書面評価に基づくヒアリング
15:00～16:00(60)	教育現場及び学習環境の状況調査	

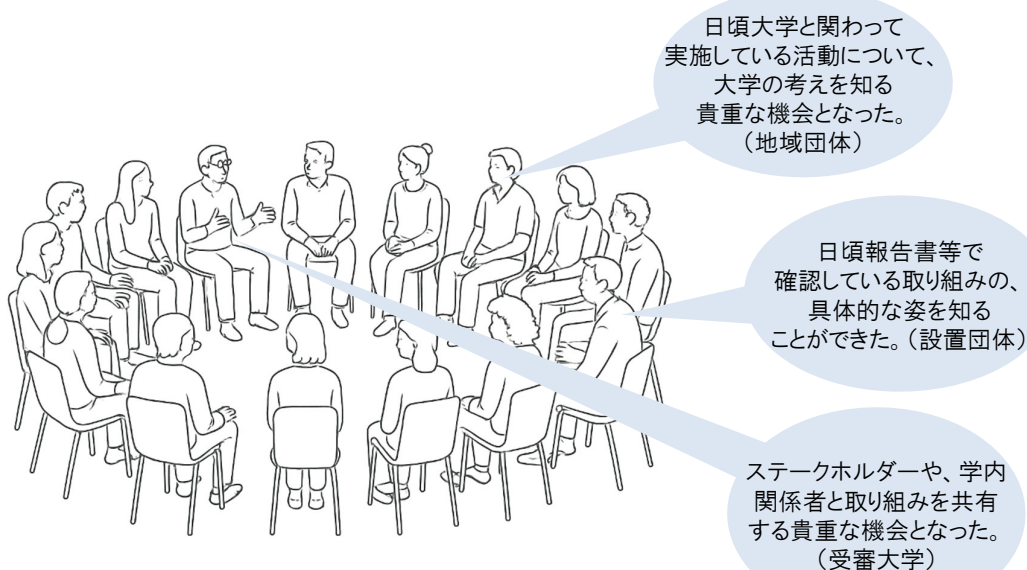
※2回目の調査方法・調査内容等は、それまでの調査の結果に応じて判断する

39

評価審査会(ワークショップ型の意見交換会)

- 設立準備期間の試行評価の経験を踏まえ、対話型評価を実地調査①で実施
- ステークホルダーや学生、卒業生、企業、自治体関係者が参加
- 大学からのプレゼンの後の意見交換で双方に新たな発見が生まれる

実地調査では、大学の特色ある教育研究の取組みをテーマとして、ステークホルダー等が参加する評価審査会を実施。受審大学からは、取組みの内容、成果、課題などが説明され、ステークホルダーからは、活動の成果、活動を通じて得た学び、今後に向けた課題・期待などの発言がなされる。



【主な参加者】

- ・ 在学生、卒業生、修了生
- ・ 設置団体の関係者(市役所・県庁職員)
- ・ 取組みにかかわる市町村や企業の関係者
- ・ 連携している地域団体関係者
- ・ 高等学校の教員 など

40

評価審査会 進行イメージ ※全体で120分程度

- 趣旨説明等
- 大学側から取組みの内容について説明(20分程度)
- 評価委員から大学への質問
- 学生・ステークホルダーからの意見聴取
(取組みに参加した学生、取組みにかかわる自治体職員、地域の関係者など)
- 取組みの進展に向けてディスカッション
- 主査によるまとめ

Ⅳ 2026年度認証評価の受審申請 について

2026年度認証評価受審申請の手続き

9月初旬までに本センターのWebページ
(<https://jaque.or.jp/>)にて2026年度の受審申請についての
ページを公表します。

申請手続等 …… **2025年11月28日必着**(会員の場合)

【提出書類】

- (1) 「2026年度 大学機関別認証評価申請書」(様式1)
- (2) 「大学基礎情報票(申請用)」(様式2)
- (3) 大学の概要が分かる資料(大学概要・大学案内等 各1部)

提出された申請書等の内容を確認した後、受審大学に対し申請受理
通知書を送付します。

※非会員として受審する場合は、前々年度の11月末までに申請が必要です

43

会員制度について(参考)

本センターのWebページ「会員制度」
(<https://jaque.or.jp/nyukai>)をご覧ください。

会員大学数…81大学(2025/6/27現在)

○入会手続き

- 【提出書類】
- (1) 入会申込書
 - (2) 大学基礎情報票

○会費

会費は年度ごとに毎年5月末日までに納入いただきます。

学生定員	会費の額
1,000人未満	12万円
1,000人以上2,000人未満	24万円
2,000人以上	36万円

44

奥野 武俊, 中田 晃

「大学教育質保証・評価センターの設立経緯とその評価の概要」

大学改革・学位研究 24巻

https://www.jstage.jst.go.jp/article/kaikakugakui/24/0/24_2023_24004/article/-char/ja



中田 晃

「大学教育質保証・評価センターの認証評価の実績と展望—2つの評価基準による内部質保証の評価に着目して—」 大学評価研究23号

<https://www.juaa.or.jp/publication/>

(※ウェブ掲載はタイトルのみ)

